

がん患者ウィッグ購入費助成事業を開始しました！

治療によりウィッグが必要となったがん患者に対して、治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和3年度から次のとおり「がん患者ウィッグ購入費助成事業」を始めましたので、お知らせします。

1 助成対象者

- (1) 申請日時点で、本市の住民基本台帳に記載されている人
- (2) がんと診断され、その治療を受けている又は受けた人で、抗がん剤などの化学療法を行う副作用による脱毛が生じたことによりウィッグを購入した人
- (3) 市民税に滞納がない人
- (4) 過去に本事業及び他の制度において、助成又は給付を受けたことがない人

2 助成対象経費

令和3年4月1日以降に購入したウィッグ（装着時に皮膚を保護するネット及び帽子のほか、材料を購入して作成した場合の材料費を含む。）の購入額

3 助成額

購入費用の 1/2 又は 30,000 円のどちらか低い額

4 申請に必要な書類

- (1) 相模原市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書
 - (2) ウィッグ購入金額の明細がわかる書類
 - (3) 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等を証明する書類（同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など）
 - (4) 納税証明書
 - (5) 助成対象者以外の方が申請者となる場合は、委任状（第2号様式）
- ※他にも必要な書類がある場合もあります。
※書式はホームページから書式がダウンロードできます。

5 申請方法

ウィッグを購入した日から1年以内に、必要な書類をそろえて健康増進課窓口へ提出してください。郵送も可能です。

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市保健所 健康増進課

ウィッグ購入費助成担当

※参考

【同様の事業を実施している自治体】

- 神奈川県内（令和2年度）
横浜市、大和市
- 政令指定都市（令和2年度）
仙台市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市

問合せ先

健康増進課

直通電話 042-769-8322

相模原市

がん患者ウィッグ 購入費助成事業

相模原市では、がんの治療による症状でウィッグが必要になり、購入された人へ購入費用の一部を助成します。

Check!

助成の対象となるもの

令和3年4月1日以降に購入したウィッグ本体、部分ウィッグ、装着時に皮膚を保護するネット及び帽子、材料を購入して作成した場合の材料費

助成の対象となる人 次のすべてに当てはまる人

- 1 申請日時時点で相模原市の住民基本台帳に記載されている人
- 2 抗がん剤治療等に伴う副作用から生じた脱毛症状によりウィッグが必要な人
- 3 他でウィッグ購入費用の助成を受けていない人
- 4 市民税に滞納がない人

助成金額

ウィッグ購入費用の1/2 または 30,000 円のいずれか低い額

問い合わせ：相模原市保健所 健康増進課 042-769-8322

相模原市

がん患者ウィッグ 購入費助成事業

申請に必要な書類

- 1 相模原市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書
- 2 ウィッグ購入金額の明細がわかる書類
- 3 抗がん剤治療等を証明する書類のコピー
(同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など)
- 4 納税証明書
- 5 助成対象者以外の者が申請者となる場合は、委任状
- 6 振込先口座の口座番号がわかる通帳等のコピー

※他にも必要な書類がある場合もあります

ホームページから申請書等がダウンロードできます。
「相模原市 ウィッグ」で検索するか、QRコードから
アクセスしてください。

相模原市 ウィッグ

検索



申請方法

令和3年4月1日以降ウィッグを購入した日から、
1年以内であれば申請できます。
必要書類を下記まで提出してください。郵送も可能です。

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市保健所 健康増進課

ウィッグ購入費助成担当

